

国際規格 (CISPR16-1-1) と同国内規格答申案 (第 1 編) との比較

No.	節・項	国際規格	国内規格	変更理由
1	序文	序文	序文の削除と総論の追加	国内答申にふさわしくするため。全体構造を明確にするため。
2	1	CISPR 指示範囲	有効指示範囲	指示範囲の意味を明確にした。(ここ以外 3.9 にも適用)
3	2	IEC 60050(161) : 1990, 国際電気工学用語 (IEV) 161 章 : 電磁両立性、改定 1 : 1997、改定 2 : 1998	JIS C 0161:1997 EMC に関する IEV 用語	対応する国内規格がある場合は、国内規格を引用。また引用を簡潔にするため通し番号を使用。
4	4.8.1.1	…。測定用受信機の入力端子に現れる局部発信器信号の電力は、端子をその特性インピーダンスで終端した場合、34dB(pW) を超えないこと。この値は 50Ω の両端に <u>50μV</u> が加わった場合と等価である。	…。測定用受信機の入力端子に現れる局部発信器信号の電力は、端子をその特性インピーダンスで終端した場合、34dB(pW) を超えないこと。この値は 50Ω の両端に <u>51dBμV</u> が加わった場合と等価である。	34dB(pW) は 50Ω 負荷で 354μV (51dBμV) に相当し、原規格の 50μV は誤りと思われる。
5	6.5	注	(削除)	130kHz から 150kHz 帯に対応する EN 規格は国内には存在しない。
6	9.1 d)	全ての点で 4.1 項の要求を満たすこと。	全ての点で 4 章の要求を満たすこと。	原文における参照項の間違いを修正する
7	付則 F d)	振幅が連続妨害波の準尖頭許容値を超える妨害波のそれぞれの継続時間	d) 項を削除	“それぞれの継続時間”を出力しなくても 9.1 項の基本特性を満足することができる。

国際規格 (CISPR16-1-2) と同国内規格答申案 (第 2 編) との比較

No.	節・項	国際規格	国内規格答申案	変更理由
1	序文	序文	序文の削除と総論の追加	国内答申にふさわしくするため。全体構造を明確にするため。
2	1	CISPR 16-1-1 (例) CISPR 指示範囲 測定方法を CISPR の第 2 部に、その他の無線妨害に関する情報は CISPR 16 の第 3 部に記す。不確かさ、統計及び許容値モデルは CISPR 16 の第 4 部に記す。	本規格 (例) 有効指示範囲 削除。	答申にふさわしい用語に変更 (ここ以外にも適用) 指示範囲の意味を明確にした。(ここ以外 3.9 にも適用) この事項は総論で述べているため。
3	2	IEC 60050(161) : 1990, 国際電気工学用語 (IEV) 161 章 : 電磁両立性、改定 1 : 1997、改定 2 : 1998 CISPR 16-3:2003、無線周波妨害波およびイミュニティの測定装置並びに測定方法に関する規格 第 3 部 : CISPR技術報告	JIS C 0161 CISPR 16-3 の答申なし。	対応する国内規格に変更。また引用を簡潔にするため通し番号を使用

4	3	対称 接地	平衡 大地	旧 16-1 国内答申との整合 (通常使われている用語 を採用する。) (意味を明確にするため)
5	5.1.2	パルス応答 検討中 伝達インピーダンスの許容範囲 検討中	削除	「検討中」であるため、国内規格では削除する。
6	7.1 表 1	f. 回路網の平衡付加インピーダンス 検討中 g. 希望信号 (アナログまたはデジタル) に対する伝送帯域 検討中	削除	「検討中」であるため、国内規格では削除する。
7	7.1 表 1	h. 周波数範囲 1) 妨害波に関して : (0.009) 0.15MHz~30MHz	h. 周波数範囲 1) 妨害波に関して : 0.15MHz ~30MHz	9kHz~150kHz の EUT 用接続端子における不平衡減衰量 (LCL) と、AE 用接続端子と EUT 用接続端子間の不平衡信号の減結合減衰量が「検討中」であるため (0.009) を削除する。
8	7.2 表 2	e. 周波数範囲 1) 妨害波に関して : (0.009) 0.15MHz~30MHz	e. 周波数範囲 1) 妨害波に関して : 0.15MHz ~30MHz	9kHz~150kHz の AE 用接続端子と EUT 用接続端子間の不平衡信号の減結合減衰量が「検討中」であるため (0.009) を削除する。
9	付則 E 図 E.3c	図 E.3c の注 3 : 測定していない対線は不平衡インピーダンス Z で終端する。	図 E.3c の注 3 : 測定していない対線は平衡インピーダンス Z で終端する。	不平衡インピーダンスは平衡インピーダンスの誤りであるため修正する。

10	付則 E 図 E. 5	図 E. 5 の説明 : Sw1 がオン、オフの両方の場合とも減結合減衰量の規定を満足すること。もし AAN が一対線以上のものである場合、EUT 端子の全ての線および AE 端子の全ての線はそれぞれ一緒に接続する。Avdiv は図 E. 6 に従って測定される電圧分割係数である。	図 E. 4 の説明 : Sw1 がオン、オフの両方の場合とも減結合減衰量の規定を満足すること。もし AAN が一対線以上のものである場合、EUT 端子の全ての線および AE 端子の全ての線はそれぞれ一緒に接続する。Avdiv は図 E. 6 に従って測定される電圧分割係数である。	国際規格の図 E. 5 の説明の文章は、図 E. 4 の説明のためのものであり、挿入位置が間違っているため修正する。
11	付則 F F. 1	～を同一の磁気コア（例：フェライトコア）にバイファイラー巻くことにより構成できる。	～を同一の磁気コア（例：フェライトコア）に巻くことにより構成できる。	必ずしもバイファイラー巻きでなくてもよいため削除する。

国際規格 (CISPR16-1-3) と同国内規格答申案 (第3編) との比較

No.	節・項	国際規格	国内規格	変更理由
1			“序文”の削除と“はじめに”の追加。	答申の形式を整えるため。
2	4.2.4 b)	減結合係数は、・・・21dB 以上であること。	減結合係数は、・・・21dB 以上であること。(なお、補助クランプを使用して21dBを満足しても良い。)	減結合係数の値が補助クランプを使用したときの値でも良いことを明確にするため、文章を追加。

国際規格 (CISPR16-1-4) と同国内規格答申案 (第 4 編) との比較

2No.	節・項	国際規格	国内規格	変更理由
1	総論		<p>総論</p> <p>本規格は、CISPR16-1-4(1.1版、2004-05)に準拠し、無線周波妨害およびイミュニティ測定装置のうち、補助装置-放射妨害波に関する技術的条件および性能評価法について定めたものである。</p> <p>本規格は、8つの節および附則から構成される。附則A, B, C, Eは、拘束力を持つ規格である。附則D, Fは、技術情報である。</p>	<p>本規格が準拠している国際規格を明記した</p> <p>付則の位置づけを明確にした。</p>
2	適用範囲	測定装置の CISPR 指定の範囲において	測定装置の有効指示範囲内において	指示範囲の意味を明確にした。
3	引用規格	以下の引用規格は、この文書の適用に当たって不可欠である。発行年を付記してある引用文書については、引用された版だけを適用する。発行年を付記していない引用文書については、その引用文書の最新版(修正版のすべてを含む)を適用する。	以下の引用規格は、本規格で引用することにより、本規格の規定となる条項を含んでいる。以下に示した規格の発行年を付記してある引用文書については、引用された版だけを適用する。発行年を付記していない引用文書については、その引用文書の最新版(修正版のすべてを含む)を適用する。	引用規格を明確にするため
4	5.6	オープンサイトの適合性確認試験手順	追加表 E1、E2、E3 の修正、80MHz 固定長同調ダイポールを用いたサイト評価を追加	前回答申と整合させる
5	5.6.2	アンテナ係数の決定	後半部分削除	前回答申と整合させる
6	5.7	代替試験場の適合性	細部にわたり修正	前回答申と整合させる
7	5.8.2.2.2	参照値の決定 $d \times 8/3$	それらから十分に離すこと	周囲反射物からの距離が $d \times 8/3$ では不十分である

国際規格 (CISPR16-1-5) と同国内規格答申案 (第5編) との比較

No.	節・項	国際規格	国内規格	変更理由
1	序文 概説 旧版との 相互対照 表	序文 概説 旧版との相互対照表	左記の削除 「はじめに」の追加	国内答申にふさわしくする ため。 本編の位置づけを明確に するため。
2	2	IEC 60050(161):1990, 国際電気工学用語 (IEV) 161 章:電磁両立性	JIS C 0161:1997 EMC に関する IEV 用語	対応する国内規格がある 場合は、国内規格を引用。
3	4.3.2.2	検討中: 30 MHz - 80 MHz の試験周波数では、 $L_a = L_a(80\text{MHz})$ の固定長ダイポールを使用してもよい。	削除	検討中の案件は削除
4	4.4.4.1	注1 放射電磁界のレベルは、その地域の許可された送信レベルを超えるべきではない。	注1 放射電磁界のレベルは、我国の許可された送信レベルを超えるべきではない。	国内答申にふさわしくする ため。
5	4.4.4.1	注 3 受信機の雑音レベルは、受信帯域幅を下げることによって、減らすことができる。しかし、トラッキングジェネレータ及びスペクトラムアナライザの場合のように、(答申案では削除)無線周波発生器及び受信機の周波数が自動同期していなければ、受信帯域幅を十分に広くし、無線周波信号発生器の周波数ドリフトが測定結果に影響を与えないようにすることが望ましい。	トラッキングジェネレータ及びスペクトラムアナライザの場合のように、 を削除。	ネットワークアナライザも使用可能であり、特に例示は不要。

6	付則 D	検討中(4.3.2.2 を参照)	付則 D 全体を削除	検討中の案件は削除
7	付則 E	パスカルプログラム	付則 E 全体を削除	これは単なる情報であり、その使用は殆どないと考えられるため。